

きらめき岡山創成ファンドにおける「地域産業資源」とは？

① 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

(定義)

第二条 2

- 一 自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域（以下単に「地域」という。）の特産物として**相当程度認識**されている農林水産物又は鉱工業品
- 二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- 三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として**相当程度認識**されているもの

(地域産業資源の内容の指定)

第四条 都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であって、当該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。

◎ 岡山県が指定する「地域産業資源」である。

◎ 「相当程度認識」されている。



- ・ 地域情報誌や新聞、テレビ等で10回程度取り上げられた。
- ・ 10者程度の中小企業事業者が活用している。

客観的資料
として可

- ・ インターネットのブログ等で取り上げられた。
- ・ 1度だけ情報誌やテレビ等で取り上げられた。

客観的資料
として不十分

- ② 県施策により推進が促されている品目・技術並びにそれにより生まれた品目・技術
⇒ 産業労働部の重点施策、岡山県版産業クラスター等

